

嶋本運輸株式会社 行動計画

妊娠中や出産直後の女性労働者の健康確保と、育児休業等、雇用保険法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についての掲示物を女性社員の所属する支店へ掲示し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 28 年 6 月～ 母性健康管理についての情報収集と実施内容の検討、
- 平成 28 年 6 月～ 制度に関する掲示物を支店に配布

目標 2：育児休業等、雇用保険法に基づく産前産後休業などの諸制度の相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成 28 年 6 月～ 相談窓口の設置について各支店への掲示物による周知